悪質な訪問販売による被害を防ぐには？

一部の悪質な訪問販売業者による被害が相次いでいます。ここで紹介する悪質訪問販売の手口に気を付け、おかしいと思ったらハッキリと断る勇気が必要です。

●執ような訪問営業

頼みもしないのに、突然やってきて、断わっても何回も来訪。勝手に工事図面まで持ってきて執ように契約を迫る…。

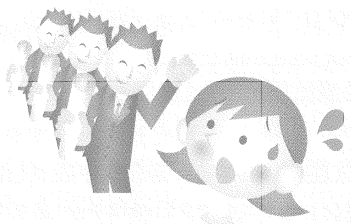

●不必要なサービス

屋根の改修工事の訪問販売なのに、いま契約すれば玄関ドアの取り替えをサービスするという…。

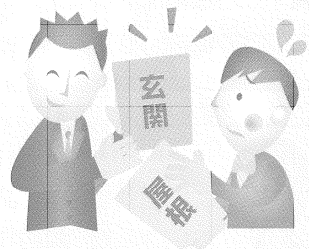

●モニター大幅値引き中

自社製品による外壁のリフォームをすすめ、いまなら期間中でモニターになれば費用は半額にすると誘う…。

●強引な契約方法

「今日中に契約したら半額。明日なら通常価格になる」と言い張り、午前零時まで居座られた…。

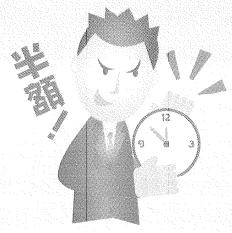

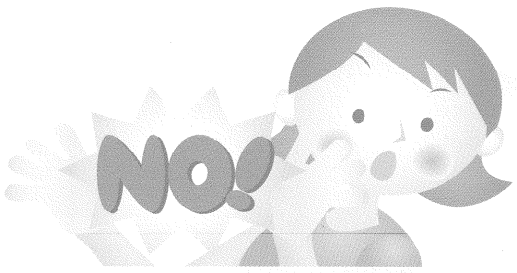

消費者を守る“クーリング・オフ”制度

訪問販売による自宅での契約は、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内なら特定商取引法によって契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
8日間以内であれば工事着手後でも解除できますが、手続が複雑になるため、クーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。
また、契約しないから帰ってほしいと希望しているのに長時間にわたり居座るなど、強引な勧誘により契約した場合は、消費者契約法によって取り消すことが可能です。
最寄りの消費生活センターに相談してみましょう。

※国民生活センターのホームページ（http://www.kokusen.go.jp/mame/d_keiyaku.html）にクーリング・オフ制度についての情報が掲載されています。

万が一、トラブルに巻き込まれてしまったら

速やかに最寄りの消費生活センターや、警察署、または国民生活センターなどにご相談ください。

●不安をあおる

「無料で耐震診断をします」といって上がりこみ、「補強が必要。修理しないと地震のときに倒れる。」と不安をあおられ、法外な額で契約させられたが、そもそも必要のない工事だった。

販売目的を隠して消費者に接近する「点検商法等」への対策として、販売目的の訪問であることをまず明示することが法律で義務付けられています。

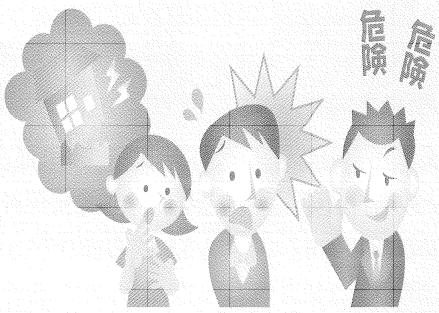

リフォーム支援ネット　リフォネット　http://www.refonet.jp

〈住宅ローン〉住民税からも控除できる制度を新設

国から地方への税源移譲で所得税（国税）が減額されたことに伴い、総務省は住宅ローン控除を住民税（地方税）からも控除できる制度を新設した。3月17日までの確定申告を呼びかけている。

住宅ローンはこれまで所得税から全額控除されていたが、税源移譲で07年から所得税が減り、住民税が増額されたことに伴い、所得税から控除しきれないケースが出てきた。該当者は全国で300人程度とみられる。

対象は99～06年末に住民となり、所得税控除を受けている人。夫婦と子供2人の家族で給与収入が700万円、住宅ローンの控除可能額が27万円の家庭の場合、これまでは所得税額が年間26万3000円、住民税額が19万6000円で、住宅ローン控除額は所得税額全額が対象だった。

しかし、税源移譲で所得税額が16万5500円に減ったため、全額を控除しても、従来の控除額との差し引き分9万7500円が控除できなくなる。この不足分を申告すれば、住民税から9万7500円分が引かれる。

（毎日新聞）

巨大地震の発生確率、御存知ですか？

地震対策技術の比較をしてみましょう。

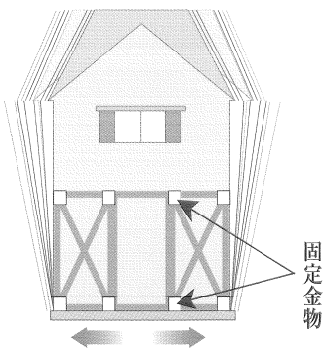

耐　震

一般的な技術。
『地震の力』に『建物の力』で耐えようとするので、受ける衝撃は大きくなる。
余震のたびに破壊が進行し、倒壊する場合もある。
大地震後は復旧工事をしなければ危険。

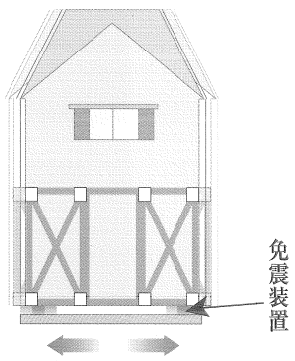

免　震

建物の土台と基礎の間にボールなどをはさみ、地震の揺れを直接建物に伝えない技術。
設置するためには、さまざまな制約がある。
コストが非常に高く、定期点検が必要。

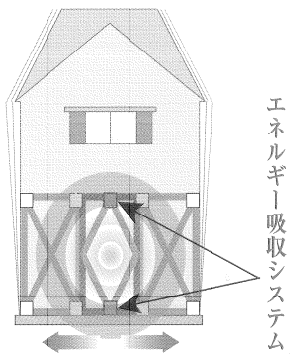

制　震

エネルギー吸収システムが、地震の破壊エネルギーを建物に無害な熱エネルギーに変換して消費する技術。
地震エネルギーの50%以上を吸収し、連続する地震でも損傷を最小限に抑え、大地震後も軽微な補修だけで住み続けられます。
ローコスト。メンテナンスフリー。

今後30年以内に起こる大地震の発生確率

巨大地震は必ず起こる

阪神・淡路地震震度6強
（直前の発生確率わずか0.4～8%）
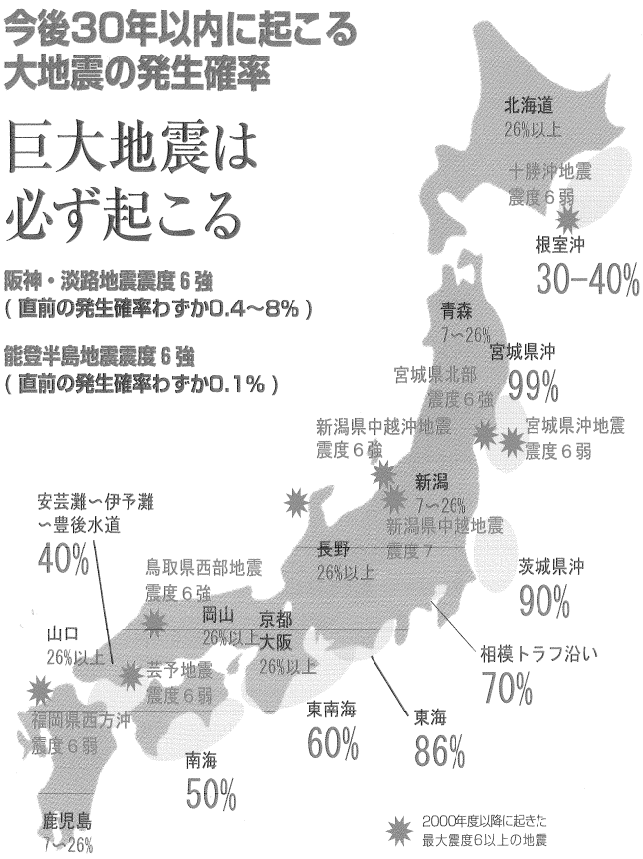
能登半島地震震度6強
（直前の発生確率わずか0.1%）